

令和5年第1回土浦市国民健康保険運営協議会 議事録

- 令和5年2月14日（火） 14：30開会
- 出席者 12名
- 傍聴人 2名
- 過半数の出席が得られたので、本会議が成立する。（土浦市国民健康保険規則第4条 第5項）

協議事項（1）令和5年度国民健康保険事業費納付金等について

- 事務局説明：別添資料に基づき説明

質疑 委員	資料1の6ページにあります保険給付費が減少していきますが、どのようなものが内訳か教えて欲しい。
事務局	被保険者の1人あたりの医療費が伸びている状況であり、被保険者数の減少幅ほど全体の医療費は、減少していない状況であります。 内訳にあります療養諸費と高額療養費については、受診した医療費によるものになりますので、全体としては、減少となります。 出産育児一時金は、令和5年度に給付金が8万円の増額になることから、令和5年度は、一旦上がりまして、その後被保険者数とともに減少していきます。傷病手当金については、令和6年度以降は、ないであろうと予想しております。
委員	簡単に言うと、1人あたりの医療費があがっても被保険者数が減少しているので、保険給付費が減少していったということですね。
事務局	もう一点、コロナウイルス感染症が2類から5類に移行し、医療費の公費負担がなくなる想定はしておりませんので、保険給付費の金額が現状では、減少傾向であります。この負担が保険者負担になった場合には、伸びてくると思われまので、翌年度以降もそのあたりを見極めながら、運営していきたいと思っております。そのような形で現状の見込みになっております。
委員	2類から5類に移行した後の医療費の負担が公費負担か保険者負担は、まだわからないということですね。
議長	ほかに質疑はございませんか。
委員	資料1の2ページの茨城県の納付金増額の主な要因のところを伺いたいです。令和4年度医療費が想定より減少していないためとありますが、手元に資料がないため、どのような想定であったのかお知らせいただきたい。

<p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>県の示されている資料を見ますと、令和4年度納付金算定時で県内で1,791億1,100万円が1月時点で1,862億円になり、かなりのずれがございました。令和3年度実績が1,882億円ございまして、そこから令和4年度の推計として約4.84%の減、1,791億1,100万円に落としたんですが、令和4年度の見込として約1.071%の減、1,862億円に修正しております。</p> <p>国の方で、推計値や係数を示した後に、令和5年1月時点で見込を修正したものでございます。1人当たりとしましては、令和3年度実績としまして、287,786円。こちらを令和4年度推計として、ほぼ変わりがないだろうということ、令和2年度のようなコロナの受診控えもなくなったということで、287,640円を推計しておりました。これが、令和4年度が始まりますと、296,474円まで伸びるだろうと見込まれたところでございます。そのようなことから令和4年度の医療費が想定よりも減少していない</p> <p>1人あたりの医療費があがっていることから県全体で約29億円ぐらいが推計値より上がってしまっているということになります。</p> <p>ほかに質疑はございませんか。</p> <p>質問がなければ、次に移ります。</p> <p>協議事項(1)「令和5年度国民健康保険事業納付金等について」は、現行税率の据え置きでよろしいでしょうか？</p> <p>また、来年度以降税率の上げることも想定しているとの話でしたが、よろしいでしょうか。</p> <p>異議なし</p> <p>ありがとうございました。異議なしということでご協議ありがとうございました。</p>
<p>報告事項(1) 土浦市国民健康保険条例の一部改正について</p> <p>○ 事務局説明：別添資料に基づき説明</p>	
<p>質 疑 委 員</p> <p>事務局</p>	<p>予算見込ところで過去3年間の平均件数として108件とありますが、件数としてこれぐらいなのでしょうか？</p> <p>国民健康保険加入者のみの方が対象となりますので、これぐらいの数になります。</p>

報告事項（２）土浦市国民健康保険税条例の一部改正について

○ 事務局説明：別添資料に基づき説明

質疑 委員	5割減額の5千円分、2割減額の1万5千円分の財源は、どこから割当られますか。
事務局	こちらにつきましては、軽減分でございますので、裏面の下に書かせていただいております。保険基盤安定負担金ということで、10月の計算では、316万円ほど減額となる見込ですが、その分については、補填されます。負担割合については、国が1/2、県が1/4、市が1/4になります。国保特別会計としましては、減額分についても負担金がきますので、この部分については、マイナスになることはありません。

15：25 終了